

このチラシは全生徒に配布しています。

毎年申請が必要！

高校生等がいる生活保護又は非課税世帯の保護者対象

こうこうせいとうしょうがくきゅう ふ きん

平成 30 年度 高校生等奨学給付金 (国公立)

◆制度の概要

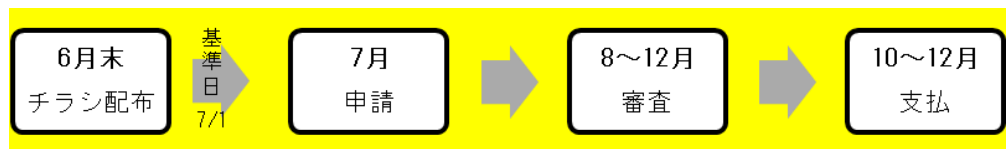
三重県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

◆平成 30 年 7 月 1 日現在において、次の資格を全て満たす世帯が対象です。

- 高等学校等就学支援金(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯(7月1日現在休学中の生徒、特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
- 保護者等が三重県内に居住している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
- 保護者等(原則として親権者全員)が、生活保護を受給しているか、平成 30 年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯

◆申請時期・方法

平成 30 年 7 月



(詳細は各学校にお問い合わせください。)

上記の資格を全て満たす世帯は、各学校の担当者へ申し出てください。申請書類をお渡します。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請が必要です。

◆申請書類提出先

各学校の担当者 に提出してください。

◆給付

返済は不要です！

○年 1 回(※1)、申請のあった指定口座(※2)に振り込みます。

※1 高等学校等在学中に給付が受けられる回数は、通算 3 回(定時制、通信制の場合は 4 回)を上限とします。

※2 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

○給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

世帯種別		国公立	私立
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	32,300 円	52,600 円
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	全日制 定時制	第 1 子	80,800 円
		第 2 子以降	129,700 円
	通信制	36,500 円	38,100 円

◆問い合わせ先

各学校の担当者

または

三重県教育委員会事務局

教育財務課 奨学給付金担当

電話 059-224-2827

※県外の高等学校等に在籍する生徒の場合、三重県教育委員会事務局まで直接お問い合わせください。

※私立高等学校等に在籍する生徒の場合、三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。

※高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。

※制度の概要(給付額等)は、状況により変更となる場合があります。